

令和2年3月18日

神奈川県中小企業団体中央会
会長 森 洋 様

神奈川県知事

黒岩 祐治



神奈川県労働局長

荻原 俊輔



新型コロナウイルス感染症に係る雇用への配慮等について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、国内・海外での感染拡大が続いており、国、地方公共団体、企業、国民など社会が一丸となって、その拡大防止、収束に向けた取組を進める必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の社会への影響を最小限に抑えるとともに、過度に対応することによる県民生活や県内経済の影響へ悪影響を避ける必要があります。

新型コロナウイルス感染症が、公衆衛生上の問題に止まらず、社会生活や経済活動への影響が強く懸念される状況となってきた中、特に雇用が悪影響が及ぶことがないよう、次の事項について特段の配慮をお願いするとともに、会員企業への周知徹底をお願いしたく、ご理解・ご協力をお願いします。

1 雇用の維持、解雇の回避

新型コロナウイルス感染症に伴う従業員の勤務時間の短縮や解雇、特に立場が弱いパートタイム・契約社員・派遣社員等の有期雇用契約で働く人の雇用期間の終了等を、極力、行わないようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い休業する場合は、従業員への休業手当の確実な支給をお願いします。

2 採用内定者への配慮

令和2年4月の入社等に向け、多くの企業で採用予定者を内定していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた、内定の取消を行わないよう強く要請します。

やむを得ない事情により、内定取消や、採用時期の延期を行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、補償等の求めに対し誠意をもって対応されるようお願いします。

3 就職・採用活動への配慮

2020年度(2021年3月)卒業予定の学生、生徒等を対象とした就職・採用活動にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、企業説明会の開催について、その必要性を改めて検討していただくとともに、開催する場合にはマスクの着用、手洗いの推奨、換気の実施等の措置をしてください。

一方、開催を見合わせる場合には、インターネット等を活用するなどの十分な代替措置をとられるようお願いいたします。

また、エントリーシートの提出期限の延長、採用日程の後ろ倒しなど、学生等が十分に企業情報を収集し、検討できる時間の確保に向け配慮をお願いいたします。

4 休暇・休業の取得促進

新型コロナウイルス感染症の感染防止や、子どもの休校等に対応して従業員が休暇や休業を取得しやすいよう、病気休暇、特別休暇の取得促進に向け、社内規定の整備、従業員への周知を行うとともに、正規・非正規を問わず従業員が休暇を取得する際の賃金や手当の支払いに、特段の配慮をお願いいたします。

5 個人事業主・フリーランスへの配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大や需要減少等を理由に個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、相手方と十分協議した上で、報酬額や支払い期日等の新たな取引条件を書面等で明確化するなど適正な対応をお願いいたします。

また、個人事業主・フリーランスが事業活動を維持し、また今後再開させる場合に、できる限り従来の取引を継続し、あるいは優先的に発注を行ってください。

個人事業主・フリーランスから風邪の症状や休校対応等に伴う納期延長等の求めがあった場合には、十分協議し、出来る限り柔軟な対応をお願いいたします。

6 感染防止の取組

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、テレワークやテレビ会議等を積極的に活用し、企業活動への影響を避けつつ感染の可能性を低下させる措置をお願いいたします。

問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 塩野
電話 (045) 210-5730

神奈川労働局職業安定部職業安定課 松田
電話 (045) 650-2800

神奈川労働局職業安定部職業対策課 柳田
電話 (045) 650-2801

新型コロナウイルス感染症に対応する助成金・支援金

新型コロナウイルス感染症へ対応するため、厚生労働省から次の助成金・支援金について、新設又は特例措置が行われています。

対象事業者、支給要件、助成率といった助成制度の内容や申請手続きについては、それぞれの窓口へお問い合わせください。

内容	対応する助成金	窓口（問い合わせ先）
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための支給した休業手当への助成	雇用調整助成金	神奈川県労働局 神奈川県助成金センター (雇用調整助成金) 045-277-8815
病気休暇制度や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度を新たに整備し、取得促進に取り組む中小事業主への支援	時間外労働等改善助成金 (職場意識改善特例コース)	神奈川県労働局 雇用環境・均等部企画課 045-211-7357
臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話が必要な労働者に、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成	小学校休業等対応助成金	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援	小学校休業等対応支援金	
新規にテレワークを導入する中小事業主への支援	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	テレワーク相談センター 0120-91-6479